

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 1 2 月定例会 ——

令和4年12月15日（木）

開 催 日 時 令和4年12月15日（木） 午後2時00分～午後5時03分

開 催 場 所 大会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
丸山憲子 委員
青木雅代 委員
望月克浩 委員

説明のための出席者 白倉克彦 教育部長
岡崎奈緒子 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
山本真由美 教育総務課長補佐
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
坊本朋久 指導主事
田野倉勇 文化スポーツ課長
小川望 文化スポーツ課長補佐

書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍 聴 者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会12月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は丸山委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（１２）から（１３）まで、及び議案第２４号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開にて取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございました。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（事務局報告事項）

○古川教育長

はじめに、事務局報告事項を行います。

（１）市議会１２月定例会について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（１）市議会１２月定例会についてを報告いたします。

市議会１２月定例会は、１１月２９日から１２月２０日までの会期により開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

１１月３０日から１２月２日までの３日間には、一般質問が行われました。一般質問は２５人の議員から５３件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、１２件ございました。

次に、７日に生活文教委員会が開催され、議員提出議案第６４号「仲町公民館でサービス残業を行っていた会計年度任用職員の懲戒免職の撤回を求める決議について」が審査され、否決すべきものと決定いたしました。

また、「小平市いじめ防止基本方針の改定について」及び「特別支援学級の通学に関するアンケート調査の結果報告及び今後の方向性について」の事務報告を行いました。

なお、１２月２０日の本会議最終日にて、ただいま申し上げた議案の議決がなされる予定でございます。

○古川教育長

次に、（２）「自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することについて」の請願の処理状況について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（２）「自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することについて」の請願の処理状況について報告いたします。資料はございません。

市議会で採択された請願については、措置した場合には、市議会へ報告することとされております。

令和３年９月市議会定例会において採択された、請願第８号「自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することについて」の処理状況について、市議会１２月定例会において、措置済みであるとの報告をいたしました。

自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置については、令和６月４月の開設に向け、現在準備を進めております。請願事項は「市立小学校・中学校それぞれ少なくとも１校に、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を検討してください」であることから、令和４年６月に設置した開設準備委員会の検討内容等を外部に公表したことをもって、措置としたものでございます。

○古川教育長

次に、（３）新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（３）新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございません。

先月の定例会での報告以降、令和４年１２月１３日火曜日までに、庁舎に勤務する職員２名、図書館に勤務する職員５名、元気村おがわ東に勤務する職員１名、市立学校に勤務する教職員５２名、及び市立学校に勤務する委託事業者従業員１名の感染が確認されました。

なお、新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりませんが、感染が報告された教職員等が在籍する学校の保護者には学校の対応について周知しております。

都内の感染状況は依然として厳しく、市立学校においても増加傾向にあります。３学期に向け、教育活動が継続できるよう、事務局、学校ともに、基本的な感染症予防策及び健康管理の徹底を図り、感染防止対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、（４）小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（４）小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

学校保健安全法第20条の規定により、感染症の予防上必要があるときは臨時休業を行うことができることとなっておりますので、市教育委員会では、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づいて、同一学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合に学級閉鎖とするなどの対応を講じております。

令和4年度における12月13日火曜日までの市内市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で17校、延べ60学級、中学校で4校、延べ9学級でございます。

各学校には、情報を提供するとともに、小平市立学校版感染症予防ガイドラインに定める感染症対策の徹底を図ったところでございます。

○古川教育長

次に、(5)新型コロナウイルス感染症に係る市立学校の対応について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(5)新型コロナウイルス感染症に係る市立学校の対応についてを報告いたします。

資料No.3をご覧ください。

本年11月29日付で文部科学省より「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更等について」通知があり、また、12月6日付で東京都教育委員会より都立学校に関する「『新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン』の改訂について」の参考通知がありました。

これを受け、令和4年12月13日付で「小平市立学校版感染症予防ガイドライン」を改訂いたしました。

改訂の主な内容といたしましては、3点ございます。

1点目は、3ページ上段の換気について、二酸化炭素濃度が、基準値である1,000ppmを超える場合には、基準値以下となるまで換気を行う旨を追記いたしました。

なお、二酸化炭素濃度測定器は、全校の各普通教室に配備しております。

2点目は、3ページ中段のマスクの着用について、児童・生徒の心情等に適切な配慮を行った上で、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスク着用を行う旨を記載いたしました。

3点目は、5ページ下段の給食について、適切な換気の確保等の措置を講じた上で、大声での会話を控えることとし、近くの児童・生徒間での会話を行うことを可能といたしました。

本ガイドラインは、市ホームページに掲載するとともに、学校を通じて、内容を保護者等に周知しており、各学校において、本年12月13日から運用を開始しております。

なお、市議会令和4年3月定例会において、請願第12号「市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求めることについて」が採択されておりますが、このたびのガイドライン

の改訂により、すべてを満たしたことから、地方自治法第125条の規定に基づき、措置済みとして、市議会3月定例会に報告いたします。

なお、本ガイドラインにつきましては、国や東京都の通知や感染状況の変化等によって、今後も改訂する可能性がございます。

○古川教育長

次に、(6)小平市立中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級開設候補校について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(6)小平市立中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級開設候補校について、報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置については、現在、小学校では、令和6年4月からの指導開始を目指して準備を進めております。

本日は、令和7年4月の開設を目指す中学校について、開設候補校の検討状況を報告いたします。

詳細につきましては、中村教育施策推進担当課長から説明させます。

○中村教育施策推進担当課長

小平市立中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級開設候補校について、ご報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

1、近隣市の状況ですが、他市の全生徒数に対する自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍生徒数の割合から、本市の在籍生徒数を38人、学級数を5学級と想定しました。

2、設置校を検討する際の主な要件でございますが、第一に、5学級の想定から、少なくとも普通教室の4教室分以上に相当する設置スペースが確保できる見込みがあること、第二に、市内全域からの通学となることから、最寄り駅からの時間が短いこと、第三に、学校としての特別支援教育のノウハウや学校経営の状況等を考慮することといたしました。

3、主な要件を踏まえた比較の(1)では、各要件を点数化して、比較した表を掲載しております。この表を一つの目安として、特に地理的な面と教室確保の面で一定程度の要件を満たす4校で比較検討しました。

裏面をご覧ください。

(2)比較を踏まえた検討校についてでございます。小平第二中学校でございますが、最寄り駅からのアクセスにおいて、距離、安全性等の観点からも優れております。

また、知的障がい特別支援学級があるため、小平第四小学校と同様、特別支援学級一体としての学校運営が可能です。

花小金井南中学校でございますが、東側に位置しますが、通学の利便性は問題ないと考えられます。しかし、今後、近隣の開発状況から生徒の増加が見込まれることや、花小金井小学校では人口増による増築を計画していることなどの状況を踏まえ、今後、転用可能な教室数は減少することが考えられます。

小平第四中学校でございますが、特別支援教室の拠点校であることから、自閉症・情緒障がい生徒に対する指導の専門性を生かすことができると考えますが、転用可能な教室数が限られております。

上水中学校でございますが、小平第四中学校と同様、特別支援教室の拠点校ですが、最寄り駅からの通学ルートの交通環境などにおいて不安要素がございます。

以上のことを総合的に踏まえて検討した結果、開設候補校は、小平第二中学校とすることといたします。

5、スケジュールの予定でございますが、令和5年3月までに設置する教室の場所を決定し、令和5年4月からは、設計委託契約、仕様の検討、工事・備品実施設計等を行い、令和6年度に教室改修工事を実施する予定です。

○古川教育長

次に、(7) 特別支援学級の通学に関するアンケート調査の結果報告及び今後の方向性について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導部長

事務局報告事項(7) 特別支援学級の通学に関するアンケート調査の結果報告及び今後の方向性について、報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

本アンケート調査は、令和3年12月に、小学校知的障がい特別支援学級に在籍する児童の保護者を対象に行ったものです。このたび、本調査の結果と今後の特別支援学級通学バス事業の方向性について報告いたします。

詳細につきましては、中村教育施策推進担当課長から説明させます。

○中村教育施策推進担当課長

特別支援学級の通学に関するアンケート調査の結果報告及び今後の方向性についてご報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

1、実施目的ですが、小学校の特別支援学級に在籍する児童の通学に関する状況やご意見を把握するとともに、今後の特別支援学級の通学バス運行事業のあり方について検討する際の参考資料とするためでございます。

2、実施概要でございますが、本調査は、小学校知的障がい特別支援学級に在籍する児童の保

護者を対象に、登下校の方法や所要時間、通学の際に困っていることなどについて伺ったものです。有効回答数は135件でした。

3、調査結果の概要でございますが、通学について困っていることが「特にない」が60件、「ある」が65件でした。困っていることとしては、通学バス以外の方法で通学している児童の保護者からは「信号や横断歩道帯で安全を確認して渡ることに不安がある」「保護者が登下校に付き添うことが負担である」「下校時に暗い道があったり、不審者に遭遇したりしないか不安がある」などの意見が多く、通学の安全性について不安があるため、学年に関わらず通学バスを利用できるようにしてほしいという要望があることが伺えました。

また、通学バスを利用している児童の保護者からは、「乗車時刻が早い」「乗車時間が長く、車酔いやトイレの心配がある」「4年生からはバスに乗れなくなるので不安がある」などの意見がありました。

4、調査後の検討及び今後の方向性に関してでございますが、特別支援学級の通学については、児童が将来可能な限り自立し、社会参加するために、自らの力で登校する力を身につけることが重要であること、また、一方では、通学の安全性の確保も重要であることから、原則として1年生から3年生までの児童は通学バスを利用できることとしております。今回の調査結果を踏まえ、利用対象の拡充について検討を行ってまいりましたが、バスの台数を増やす、または大型化することについては、バス運行の契約上の課題や交通上の課題などがあり、早期の対応が困難であることから、当面は現在の運用を継続することといたします。

ただし、学区によってはバスの乗車人数が定員に達せず、空席がある場合もあることから、空席の有効活用については、柔軟に対応いたします。

なお、昨今の社会情勢や経済状況の影響により、人件費や物価の高騰など、通学バス運行事業の継続に向けて、新たな課題が発生している状況でございます。

今後も、状況を注視しつつ、必要に応じて対応の検討を行ってまいります。本調査結果については、市のホームページで公表する予定でございます。

○古川教育長

次に、(8)令和5年度教育課程編成について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(8)令和5年度教育課程編成についてを報告いたします。

資料No.6をご覧ください。

令和5年度の小平市立学校の教育課程編成に係る主な内容について説明いたします。

第1の授業時間の確保につきましては、確かな学力等の定着のため、授業一単位時間の密度を高め、効率的・効果的で確実な学習活動の実施を継続いたします。年間の授業時数は、学習指導要領に定められた標準授業時数に、学級閉鎖等を想定して、15時間程度上回った時数を計画することといたします。

第2の土曜授業日の設定につきましては、各校が必要最小限の日数で振替休業日のない土曜授業日が設定できるようにいたします。

第3の学校公開日の設定につきましては、保護者が各学期に1回以上及び年間5回以上参観できるように設定することといたします。また、感染症対策のため、学年ごとに公開時間、公開日を分けて設定できるようにいたします。

第4の引き渡し訓練につきましては、令和5年度より全校で4月26日水曜日に実施することといたします。理由といたしましては、例年、9月1日に全校で実施しておりましたが、年度の早い段階で訓練を実施することにより、非常時の学校、児童・生徒、保護者の行動を確認するためでございます。

また、引き渡し後に一人一台の学習者用端末を活用し、校長講話の配信やアンケートフォームの掲載をすることで、家庭における学習者用端末の使用方法についても確認するようにいたしました。

第5の小学校の運動会の実施日につきましては、本年度より、新型コロナウイルス感染症の影響による予定変更の可能性等を踏まえ、柔軟に実施時期を設定できることといたしました。ただし、春に実施する場合は、近隣の中学校と調整した上で日程を決定することといたします。

第6の学校閉庁日につきましては、本年度と同様、全校4日間といたします。

第7の夏季休業中の教育活動についてでございますが、水泳指導については、本年度と同様、原則、実施しないことといたします。ただし、7月中においては、学習保障の観点から、児童・生徒の健康管理が十分に行うことができ、少人数を対象とした指導を行う場合は、学校判断で実施することができるようにいたしました。

第8の授業における水泳指導の実施期間についてでございますが、天候不良や熱中症対策による中止等により一学期に必要な指導時数の確保が難しい場合に限り、二学期の水泳指導を学校判断で実施できるようにいたしました。

第9の祝日につきましては、これまで同様「国民の祝日に関する法律」の祝日としての意義を踏まえ、原則として祝日には授業日を設定しないことといたします。

第10の小学校のプログラミング教育の実施につきましては、各教科等において、プログラミング教育のねらいを達成する学習活動を位置付けることといたします。

第11の学校2020レガシーの設定につきましては、学校がこれまで実施してきた活動の中から、学校の特色として今後も継続させる活動を設定することとします。

第12の教科担任制につきましては、令和5年度より全小学校において、第5学年、第6学年を対象に、学校の実情に応じた方法で実施いたします。

第13の職場体験につきましては、令和2年度より中止としてまいりましたが、受け入れ先の確保等の課題も解決したことから、令和5年度より可能な限り3日間程度実施することといたしました。

第14のクラブ活動につきましては、小学校において、実施回数に差があったことから、改めてクラブ活動の意義を全校で共通認識し、適切な回数を設定するようにいたしました。

第15の校内研修の実施につきましては、新たにいじめ防止に関する研修内容を整理しました。

第16のその他につきましては、東京グローバルゲートウェイグリーンズプリングスの活用を検討すること、性暴力、性被害に遭わないようにするための生命の安全教育を全校で実施することといたしました。

○古川教育長

次に、(9)国史跡鈴木遺跡保存活用計画(案)について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(9)国史跡鈴木遺跡保存活用計画(案)についてを報告いたします。

資料No.7-1及び資料No.7-2をご覧ください。

本計画では、令和3年3月26日に国史跡に指定された鈴木遺跡の今後の保存、活用、整備等の基本となる計画であり、市民意見公募手続などを経まして、このたび計画案がまとまりました。

詳細につきましては、田野倉文化スポーツ課長から説明させます。

○田野倉文化スポーツ課長

国史跡鈴木遺跡保存活用計画とパブリックコメントの対応について、ご説明させていただきます。令和3年3月26日に国史跡に指定されました鈴木遺跡の、今後の保存、活用、整備等の基本方針となる計画で、文化庁からはおおむね指定後2年以内に策定することが求められているものでございます。

昨年度から、これまで5回の保存活用計画検討委員会と1回の地域懇談会、パブリックコメントを行って取りまとめを行いました。パブリックコメントの結果につきまして、今年度末、令和5年3月に計画と合わせて公開いたしますので、ご報告させていただきます。

はじめに、資料7-1国史跡鈴木遺跡保存活用計画(案)をご覧ください。

計画の詳細につきましては、素案の段階でご報告申し上げておりますが、文化庁、東京都からの技術的指導を受けまして、今回は主に68ページからの第9章整備の部分に、より具体的な見直しを追記し、また、素案段階では文化庁と未調整でございました77から80ページの第11章施策の実施計画の策定と経過観察、及び81ページ以降の資料編を本計画(案)に追加したものでございます。

それでは、計画(案)の69ページをご覧ください。特に69ページの図27では、保存管理等用地の整備プランの一例を示した図において、素案の段階では図27の4でございます「あずまや」としていた施設につきまして、「便益施設」と表記を改めてございます。この69ページの上段で、遺跡の確認以前に地下深くにまで及ぶボイラー室が設置されていた部分を利用して、旧石器時代の地層標本を採取し、当該部分の地下空間の壁面に展示して、遺跡への理解を深める機能を併せもった便益施設とすること、それに先立ちまして保存管理等用地全体を対象とした試掘調査等を行うことなどを追記してございます。

次に、77ページをご覧ください。第11章施策の実施計画の策定と経過観察でございます。素案段階では文化庁と未調整でございましたため、未公表でございました。77ページに表10施策の実施計画を加え、今後の施策の進め方とその優先度を短期、中期、長期に分けて明記し、78ページ以降に経過観察を加え、事業の進捗状況・効果等の経過観察点検表を掲げさせていただきます。

また、81ページ以降でございます。資料編といたしまして、関係法令のほか、81ページ、82ページには教育委員会が実施しました「小平の教育についてのアンケート」結果のうち、文化財に関する部分を加えたものでございます。

次に、パブリックコメントの意見に対する対応でございます。

資料7-2をご覧ください。

提出されました35件の意見に対しまして関係課との調整の上、検討いたしました結果、反映済み3件、参考意見31件、その他1件といたしました。

主な反映済みとした回答といたしましては、No.16、計画（案）におきまして、「小平市が擁する豊富な文化資源と連携したイベント等を通じて関心と呼び込む工夫を行う。」と明記していること。次のNo.17でございます。計画（案）におきまして、「AR・VR等のICT技術の利用を検討する」と明記していること。一つ飛びまして、No.19でございます。計画（案）におきまして「植生の復元を行う部分以外では既存樹林・樹木を極力残し、緑の保全を図っていく」と明記していることから、いずれも反映済みとしたものでございます。

このほか、鈴木遺跡の歴史的価値を評価していただいている方々から、幅広い層に鈴木遺跡の存在と魅力を伝え、活用していただきたいなど、計画を積極的にご評価いただく意見が多数寄せられており、いずれも参考意見とさせていただきます。

今後、文化庁に対しまして、この計画書に基づいて計画の認定を申請してまいります。これに伴いまして若干の修正指示が加えられる可能性もございますが、おおむねこの方向で令和4年度末の公開を行う予定でございます。

○古川教育長

では次に、(10) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(10) 寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.8をご覧ください。

1から3につきまして、育英基金への指定寄附として、匿名希望の方からご寄附をいただいたものでございます。

4は、電動ろくろ一式を竹川敏雄様より、小平市立公民館への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

○古川教育長

次に、(11)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(11)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。
資料№.9をご覧ください。

今回報告いたしますのは、2件でございます。うち、新規申請は1件でございます。

受付№.54、第59回東京都公民館研究大会でございます。東京都公民館連絡協議会が主催する事業で、社会教育関係者を含め、広く市民を対象に開催されるものでございます。「コロナ禍を乗り越え進化する公民館」をテーマに、公民館が描く未来像を再確認し、今後のあり方などについて、講演や事例報告などを通じて研究するものでございます。

もう1件は、例年承認しているものでございます。

○古川教育長

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等を承りたいと存じますが、項目が多いので、まず(1)市議会12月定例会から、(7)特別支援学級の通学に関するアンケート調査の結果報告及び今後の方向性についてまでの中で、何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。

○青木委員

報告事項の(5)と(6)について、要望と質問をさせていただきます。

まず(5)の新型コロナウイルス感染症に関わる市立学校の対応について、資料3ですが、今回、このように変更を加えていただき、子どもの生活において、マスクを必ず着用するというのではなく、メリハリをつけて自分たちで判断して、ウィズコロナの生活ができていく方向になって大変よかったですと思います。

ただ、換気がすごく気になります。冬になると、学校訪問に伺わせていただいても、結構寒いということもあると思うのですが、閉まっている扉や窓が多いと思います。二酸化炭素濃度の基準値があるとは思いますが、それだけに頼らず、寒い時期ですが、やはり換気を徹底していただくよう学校にも連絡していただきたいと思います。

また、給食中について、黙食から、大声での会話は控え、近くの生徒間での会話が可能となり、子どもたちも少し心に余裕というか、ゆとりをもって食事ができると思いますが、市内のコロナウイルス感染について、この12月になってから今までなかった中学校の学級閉鎖なども増えてきておりますので、状況に応じて判断していただきたいと思います。これは要望です。

次に、(6)ですが、自閉症・情緒障がい特別支援学級開設候補校についての資料4です。

候補校として小平第二中学校が挙げられていますが、これは決定ということでしょうか。この資料にあるスケジュールの中では、令和5年3月までに教室の場所が決定となっておりますが、小

平第二中学校の中での決定ということなのか、小平第二中学校ということも、今後保護者の意見を伺いながら決めていくという状況なのかをまず教えてください。

これから小平第四小学校に開設しますが、小平第四小学校に通っていた子は全員小平第四中学校に行くと思います。自閉症・情緒障がい特別支援学級に通っている子たちは、普通学級での授業を受ける機会も多く、そこの中での友達関係、人間関係もできてくると思います。小平第二中学校に行った場合、小平第四小学校の中で培ったものが途切れてしまうというか、違う小学校から来る子ばかりの学校に行くということで、少し不安を感じる保護者もいるのではないかと思います。

もちろん、この要件を比較して、教室数や駅からの近さなどを点数化して考えるのは大切なことだと思います。しかし、保護者目線で言いますと、やはり通学している友達の関係などを心配されるのではないかと思います。今後その辺りをどのように説明されるのかお伺いしたいと思います。通学に関して、小平第四小学校に特別学級を開設して、その先が小平第四中学校でないということから、保護者が友達関係を心配されるのではないかと気になりましたので、質問いたします。

○古川教育長

(5)についてはご要望、ご指導ですが、それに対しては何かあれば。

では、(6)の候補校は小平第二中学校ということで決定なのか。決定という場合は小平第四小学校と小平第四中学校との関わり、交流授業のことだと思いますが、その件について。

○中村教育施策推進担当課長

まず候補校については、事務局としては小平第二中学校で決定したいと思っています。小平第二中学校の中でどの部屋を固定学級の場所として整備するかということをも3月までに検討してまいります。

また、この小平第四小学校から小平第四中学校への接続については、小平第四中学校に設置すれば、通学のルートや人間関係の面からも、子どもにとっては一番通いやすいということは考えました。

ところが、まず情緒固定級の教室が確保できるかどうかというハード面での条件を考えたときに、小平第四中学校は最低限の教室数を満たしてはいるものの、今、転用可能な教室を全て転用してしまうと、全く余裕教室がないという状態になります。習熟度別の指導を行う部屋も確保が難しい状況になったときに、学校運営上、支障が出るのが想定されるため、小平第四中学校については候補から外しました。

この固定学級については、基本的には学級での指導が原則になります。また、教科によっては通常の学級の中で学ぶこともあり、人間関係ということも非常に大事ではありますが、ハード面をはじめとした様々な事情によって、小平第二中学校を候補校として決定しました。

○青木委員

先日、新潟へ管外視察研修で伺ったとき、この自閉症・情緒障がい特別支援学級のお子さんたちは普通学級での授業をかなり受けていて、今ある知的固定学級とは少し違う形でした。行く行くはそういう形が望ましいような気がします、そうなるとやはり保護者としては、ハード面だけを前面に出しての説明では納得されないところもあると思います。今後開催する説明会の中で、安心して通える環境であるということがきちんと説明できるようにしていただけると、よりよいと思います。

○古川教育長

では、それを生かして、説明会の際によろしく願いいたします。

ほかの委員の方で（１）から（７）までのところで、ご質問、ご意見等がある方。

○丸山委員

（７）の特別支援学級の通学に関するアンケート調査の結果報告及び今後の方向性について、調査結果の第４についての質問です。特にないが６０件、あるが６５件ということで、実際に通学バスを利用している人たちの内訳が気になりました。

４年生からバスに乗れなくなるというのも結構大きく影響するとは思いますが、分かれば教えてください。

○古川教育長

（７）のバスに乗車している、もしくはしていない中の内訳ということについて。

保護者の中で、それでいいと思う人と、不安だと思う人の割合といいますか、人数について。

○中村教育施策推進担当課長

現在、通学バスを利用している児童の保護者からの回答が２９件ございました。そのうち、困ったことは特にないという回答が１１件、あるという回答が１５件でございました。

○古川教育長

もう一つ、バスを使っていないお子さんのほうの同じような内訳は。

○中村教育施策推進担当課長

通学バス以外の方法で通学している児童の保護者からの回答が１１３件ございました。そのうち、困ったことは特にないという回答が４９件、あるという回答が５０件でございました。

○丸山委員

使っている人が、４年生以降は乗れないということに不満があるのかと勝手に思い込んでいた

のですが、実際には心配している方ももちろんいますが、使っていない方の回答が結構多かった
ので、また違う検討が必要になってくるのではないかと思います。

実際にバスを運行するというのは、今後の社会状況や経済状況などで難しいのはもう重々分か
っているので、空席がある場合というところで網羅できたらと思いました。

○古川教育長

柔軟な対応を生かしてくださいという、ご要望でよろしいでしょうか。

○丸山委員

はい。

○古川教育長

では、ほかの委員の方。

○望月委員

資料3、8ページのまん延防止等重点措置について、部活動の実施に関して確認させていただきます。まず全般的に、大声等に関して修正をしたというところがあると思いますが、このまん
延防止等重点措置のときの部活動に関しては、何も修正はなく、このまま進めていくという認識
でよろしいでしょうか

もう一つが、資料No.5についてです。先ほど丸山委員からもお話がありましたが、バスに関し
て、29名の方がバスを利用されていて、特に問題ないという方が11名、対して問題がありま
すと答えられた方が15名と伺いました。この通学バスに関しては、29名中15名の方が問題
があると答えているということだと思いますが、これに対して、柔軟に対応する。現状としては、
この運用を継続しますという話でした。使う方から見た場合、29名中15名ということで5
0%を超えているところに対して、柔軟に対応しますというコメントで、実際のところ、利用者
の方から納得がいただけるのかどうか非常に不安を覚えます。少しどういったことをしますとか、
何か対応していただくようなことというのをお示しいただかないと、もし自分が親だった場合、
これだと弱いのではないかと思います。

何かしらもう少し具体的な柔軟な対応があれば出していただくか、あるいは検討いただくか、
ぜひともお考えいただきたいと思います。

○古川教育長

まず(5)の部活動についての変更点について。

○松田指導主事

ガイドラインの部活動に関するところでございますが、8ページに関しましては、今回改定し

ておりません。

○古川教育長

(7)のバスの乗車の柔軟な対応については、もう少し詳しくということでしょうか。

○中村教育施策推進担当課長

アンケートの結果を踏まえまして、何か改善できる方策が取れないか、様々な方面から検討を重ねてまいりました。その中で、一番の要望としては、学年にかかわらず必要なお子さんにはバス通学ができるようにしてほしいということでしたので、それを実現できる方策を探ってまいりました。それにはバスの定員、座席数を増やすということがどうしても必要になりますが、早急に対応することが難しい状況で、すぐに改善に結びつけることは難しいという結論になりました。

学校の柔軟な対応については、それぞれの地区によって、また、その年度によっても、バスの空席状況が変わってきます。これまでも考えておりましたが、空席を有効利用するため、各学校にもこのアンケート結果を周知して、学校としても4年生以上であっても安全面から必要なお子さんについては、保護者と確認の上、担当課に相談いただきたいことを周知しました。その後、担当課でも状況を確認した上で、積極的に、空席があれば乗車できるよう手配を行っていくということを学校と共通認識をもったところです。

そのほか、アンケート結果の中でも乗車時間が長い、乗車時刻が早いというご意見もございましたが、現在は、自宅の前まで送迎しておりますが、場合によっては自宅の前ではなく、自宅付近の路上や、保護者の合意を得た上で、近隣の場所で複数の子どもと一緒に乗車するというものによって、駐車が難しいお宅であっても乗ることができるようにしたり、また、それによって回る箇所を少なくして、できる限り乗車時間を短くして子どもの負担を減らすということも、柔軟に進めていきたいと考えているところでございます。

○古川教育長

望月委員、いかがでしょう。

○望月委員

まずバスの件は、要望のみという形にはなってしまいますが、ぜひともいろいろな面から、いま一度再検討なりをお願いしたいところです。

続きまして、ガイドラインの件です。こちらに関して、部活動は1時間程度の活動というのはもともとですが、学校と教育委員会で協議した上で、事務局のほうで判断をするということになっております。実際のところ、いろいろと世の中の状況が変わってきている中で、部活動だけかなり厳しく制限をされているようなイメージも正直あると思っております。

この点に関しては、もちろんまん延防止等重点措置ということで、法的なもの等も当然あるとは思いますが、親の立場として、部活動に関して、できる部分をもう少し広げていただきたい

と思う次第です。今後、状況を見据えた上で、この辺も併せてご検討をお願いできればと思います。

○古川教育長

ご要望ということによろしいでしょうか。

○岡崎教育指導担当部長

望月委員が、今、お話をくださった8ページにつきましては、この四角囲みの上にございますとおり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が講じられている期間に適用するというものでして、そのほかの期間のところは、1枚、前にめくっていただいた6ページの(4)部活動に準じて実施をしていくというところがございます。

○古川教育長

それほど厳しくは制限していないということによろしいですか。

○岡崎教育指導担当部長

そうです。

○三町教育長職務代理者

それぞれの委員からのご質問と少し重なるところもあるかもしれませんが、重ならないところでお聞きしたいのは市議会関係です。自分なりに一般質問のところを読んで、各議員さんの主張は分かるのですが、それに対する理事者側の答弁が、検討しますや、研究しますとあり、そこまでは取組の姿勢のレベルとして、自分でもある程度理解しています。内容についてはあまり触れませんが、今回、給食については少し違う表現なのです。いわゆる給食費の無償化については、ほかほとんど動向を見ながら研究していくや、必要に応じて研究するなど、市側の姿勢がはっきり見えますが、この給食についての質問内容6の最後のところの(7)の見解を伺うに対して、現在、これらの課題等について整理を行っておりますとあり、今までと違う表現です。これは市として一体どんなスタンスなのか。この後やり取りがあつて分かるのでしようが、これだけを見ると、この給食の無償化について検討するのか、研究最中なのかわかりません。課題の整理とのレベルの違いはどうかを教えてください。

もう一つは、それぞれの議員さんが質問していることは分かったのですが、お一人だけ少し分からないので、どういう姿勢なのか教えてください。3ページの質問内容3の図書館業務のさらなる効率化を進めるためにということですが、一体何を質問されているのか読み取れない。この方は何を主張されているのか、教えてください。

次に、先ほど望月委員からもありましたが、コロナウイルス関係のガイドラインに関してです。今まではかなり広がっている状態だと思っていたので、あまり意識していなかったのですが、改

めて読んでみると、今、説明されたように緊急事態宣言が発出されている期間、まん延防止等重点措置が講じられている期間、もしくは小平市で感染が拡大している状況と書いてあります。つまり、まん延防止等重点措置が出ていなくても、小平市で感染拡大している状況ならば、やっではないけないということです。逆に小平市は感染していない状況だと、ここは読まなくていいという理解だと思えば、誰が、いつ、どうやって、今、判断しているのかというのが全く分からないのです。今まで聞いたことがありません。世の中で広がっている、東京都がマスクミで増えていると言うことはありますが、これは一体誰が判断していて、いつ決定しているのか。判断基準を教えてください。

次に、給食に関しては、当然、今の状況ではある程度控えたほうが良いと思います。

以前こういうものを見せていただいたときに、職場体験は教育課程の兼ね合いで実施しないという内容だったと思います。私はそれについては、いかがなものかという話をしたのですが、実際、今年度はそれに対応して学校は全然実施しなかった。今回は消えているため、今後はやるのでしょうか、教育課程上どうなるのか。それについて、市教委としてどんな指導をされているのか。教育課程届のほうは、できたら3日という書き方をしています。中学校で実施するのに、できなければ2日でもいいということです。それで構いませんが、基本的に長くやることに教育的意味があると理解しています。たしか、受けられなかったときは、別のところを選んで行かせていたと思いますが、今回の表現では、相手との調整で2日しか受け入れてもらえなかった場合は2日でもいい。学校の都合で2日でもいいという理解をしてしまいますが、そういうところはどうか判断しているのか。これは教育課程との絡みでの質問です。

次に、自閉症・情緒障がい特別支援学級の候補校について、青木委員のお話を聞いて、保護者のことを考えるとそのとおりだと思います。最終的な学級数を5学級としているのですが、非常に気になっています。近隣の小金井市、国分寺市、西東京市の割合を平均すると0.9で、それを基に小平市で計算すると、大目に見て3.8。しかし、考えたらすぐ $8 \times 5 = 40$ です。すぐに6学級になる可能性があるわけです。そうであるのに最終的な想定が5でいいのか。急に子どもが増えたから学級数を増やしますと時々聞きますが、それでは見通しが甘いような気がするのです。この点についてどうされるのか。

大教室というのは一教室で、ハーフ教室というのは人を半分にするという意味だと思います。クールダウンが事務室の半分でしょうか。そういう計算をされていると思います。教室数の確保との関係で、比較検討結果なりの転用可能な教室としてこの表に残したほうが良いのですが、本当にこれで大丈夫なのかと思います。学級数を超えたらまたつくるのか、そのような見通しがあるのかどうかが見えないので、どのような方向性を持って、検討されたのか質問します。

次に、特別支援学級の通学に関するアンケート調査結果報告について、説明を伺いましたが、やはり、4年生以上の保護者の多くは安全を考えるとバスに乗せてほしいというのが事実なのだと思います。近隣の自治体はそうしています。ネットワークでそういう情報があるのではないのでしょうか。そういう中で出ていることですので、バス運行の契約上の課題、交通上の課題とありますが、交通上の課題というのは幾らでも改善できる。ほかの自治体では家の前ではなく別のと

ころを集合場所に決めて、そこで乗降している。それによって1時間かかっていたところや、朝7時に乗らなければいけないといったところをもう少し工夫できるわけです。

運行契約上とはバス代だと思いますが、これはもうしようがないと諦めていたら、何でも同じだと思います。やはりそれは頑張ってもらいたくない。保護者としては、そういう頑張る姿勢を見せてほしいということです。予算がつかないから駄目ですと言われたら、こういう課題は進みません。そういう姿勢を見せてあげたほうが親御さんも子どもの教育として、自立性を高めながら関わっていこう、自立させようという気になってくれるのではないかと思いますので、予算がないから、教育的に大変だから、物理的に難しいから、というのはやめていただけたらと感じたところです。ぜひ、前向きに進めていっていただきたいと思います。

空席活用は、すぐにでもやればよいことです。

気になったのは、通学バス運行事業の継続に向けてのところ、人件費、物価高騰について、どう整理したいのか全然見えません。親御さんは非常に不安を感じるのではないかと思いますので、ぜひ、整理をしてほしいと思います。

○古川教育長

まず1点目、一般質問の給食の無償化の意見について。

○飯島学務課長

資料No.1の8ページでございます。市議会の一般質問の給食の無償化に対して、課題の整理ということに記載しておりまして、当日も答弁をしております。これにつきましては、2行ぐらいう上に書いてありますように、基本的な市の考えとして、学校給食法第11条のとおり、食材の費用は保護者負担と認識しております。

一方で、最近、物価高騰も含めて、市から給食費会計に補助を出して、実質無償化としている自治体も出てきております。また、小平市長の掲げている87の政策の中にも、給食費の無償化の検討という項目がございます。それらを合わせて教育委員会としては、無償化を行うためには非常に大きな財源が必要となりますので、何ができるのかを検討するために、他市の情報収集などをしまして整理をするという意味合いで、まずはここで課題等について整理を行っているという答弁とさせていただきます。

○古川教育長

2点目の図書館の効率化について。

○利光中央図書館長

市議会の一般質問の3ページの図書館業務のさらなる効率化を進めるための質問は、大きく三つの観点の質問であったと捉えております。

一つ目としましては、図書館業務においてデジタル化等によって効率化が図れないかという点。

二つ目としては、人材面で専門性を高めていけないかという点。三つ目としましては、個々の業務を見直すことによる効率化、こういったことを併せて、図書館業務全体としての効率化が図れないかというような趣旨と捉えているところでございます。

具体的な質問としましては、例えばロボットなどを活用することで軽減できる業務があるかないか、あるいは業務全体を通じて、職員の負担がどういったものかというような内容のご質問もございました。そういった中で、カスタマーハラスメントであるとか、悪質なクレームといったご質問もいただいたのではないかと考えております。

あと、本の破損や整理などといったことも含めて業務の負担を減らせないかという内容だったと考えております。

○古川教育長

続いてガイドラインに関して、小平市で感染しているというのは、誰がどのように判断しているのか。それから職場体験のこともガイドラインを含めていますので、その2点について。

○岡崎教育指導担当部長

このガイドラインは小平市立学校版ガイドラインですので、小平市で感染が拡大している状況というときは、やはり市立小・中学校における感染も拡大している状況と捉えております。

その際は、学校から児童・生徒の状況、また、教職員の状況、学級閉鎖についての状況を日々私ども受けておりますので、その中で、感染が拡大しているであろうというところは、教育委員会内でも、また市長部局とも連携、相談しながら、判断をしているということになります。

○古川教育長

職場体験については。

○岡崎教育指導担当部長

職場体験につきましては、令和4年度は、これまでのような形での実施は行っていない学校がほとんどです。ただ、いろいろな方法で、それに代わる体験や、勤労観を子どもたちに育成するための活動に取り組んでいる学校もございました。

○古川教育長

続いて、候補校のことについて、5教室で大丈夫なのかということも含めて。

○中村教育施策推進担当課長

想定を38人としておりますが、これは、あくまでも、この3市を参考にして出した数字で、絶対的なものではないと考えております。想定値を設けて進めなければいけないと考え、この数字を目安にスタートとしたところです。

5学級としておりますが、普通教室4教室分を最低限確保できれば在籍する生徒数が増えたときに、全ての教室を分割すれば、最大で8教室分の受入れができます。ただし、事務的な作業ができるような部屋や、クールダウンができるスペースも必要ですし、中学生ですので、ある程度大きな部屋が一つ必要と考えた想定としております。

今後、在籍する生徒数がどのように増えていくかということは、予測ができない面もありますが、小平市の地理的な状況を考えますと、東西に距離がありますので、一校で市内全域の子どもたちを、当面受け入れるということは、実際は難しいと考えております。この後、小学校も含めて、2校目以降をどこに設置するかということも想定しながら準備を進めていく必要があると考えております。

○古川教育長

6番目の4年生以上の乗車のことは、これはご要望ということでしょうか。

○三町教育長職務代理者

結構です。

○古川教育長

では、もし再質問があれば。

○三町教育長職務代理者

議会については、図書館のほうは、できるだけ改善しなさい、してほしいということで分かりました。

給食費の方ですが、課題を整理していくと、確かに本来は親が負担すべきものだという事になっているからという意味ですね。今までのほかの答弁では、そういう課題を踏まえて研究させていただきますといったものが結構多いわけです。事務局としては、少し前向きに答えているという理解でよろしいでしょうか。

2点目のコロナに関わっては、学校の感染状況を見て判断しているということです。しかし、これまで、今はこうですというのを聞いたことがありません。今は毎回感染メールが来ますので、小平市では拡大しているのではないかと思うのですが、今はどうなのかという、そこが聞きたいです。誰がいつの段階で、どう判断しているのか。雰囲気では答えているのではないわけですから、そこを教えてください。このガイドラインはあくまでも、学校が自主的に判断するための資料ですから、その最低限の制度の部分がこの状況判断です。それを踏まえて、学校が、これはここまではやろう、こうは書いているがこうやっていこうという柔軟性があるわけです。その部分の線が見えないので、教えてください。

次に、学級については、小平第二中学校であれば、普通教室が4教室あり、余裕があるから増えても大丈夫だ、場所の選定の中で、小平第二中学校で大丈夫だと理解してよければ私はそれで

納得します。

○古川教育長

2点ですね。まず、課題の整理というのは前向きな整理なのか。

○飯島学務課長

従来は、給食費の無償化に関するご質問に対しては、特に考えていないという答弁をさせていただいておりました。そこよりは前向きと言われれば多少前向きな方向になっております。

令和4年度につきましても、教育委員会でもお認めいただいた補正予算におきまして、緊急的に物価高騰に対応するというので、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、給食費会計に一部補助をさせていただきました。そういった意味では、過去よりは少し前向きに課題を整理しながら考えていくという意味合いで捉えております。

○白倉教育部長

2点目の小平市で感染が拡大している状況という考え方ですけれども、これまで小平市の感染拡大といいますと、基本的には東京都が拡大していく中で、同様な形で小平市も増えていて、極端に小平市だけが増えているということはありませんでした。そのような中で、東京都にまん延防止等が出てくるというのが一つ目としては大きな基準になっていきます。ただ、先ほど説明したように、学校現場においては、やはり部活動等、学級閉鎖やコロナが増えていて、地域によってやはり状況が少し違ってきていますので、その状況を踏まえた上で、ここで書かれているのは部活動の実施と書かれているのですが、その下の米印のところ、ア、イについては活動時間等は学校と教育委員会事務局が協議して判断するというふうに書かせていただいています。ここで言っているア、イのところですが、やはり状況によって、部活動内でクラスターまではいかなくても、増えているという状況、クラスの中でも増えているという状況が、我々のほうには情報として入ってきますので、その際に、学校と相談の上、判断しているというところです。この小平市で感染拡大というのは従前から書かれているところなので、少し分かりにくいですが、ア、イの部分については、判断実態は学校と我々のほうの状況を踏まえた上で学校現場が判断しているというような状況でございます。

○三町教育長職務代理者

給食費のほうは少し理解しました。研究よりは少し上ということですね。

感染に関わっては、部活動のことだけではありません。ほかのところでも幾つも出ているようです。東京都がなくても小平市で感染拡大というのは、自分の学校でそういう状況がある場合と読み替えていいと受け止めていましたが、それでいいのかどうか。

以前は市に本部を設けていて、そこで判断すると言われていました。そうやってコロナ対策をやっていくということだったのが、今はそれはないという印象です。もう東京都からは出ていま

せんが、数字では増えています。私はあまり小平市を追っていないのですが、子どもたちは結構感染をしている。それは、言葉でいうと小平市で感染拡大している状況という印象ですが、今の説明だと学校によって違うからという。どうもすっきりしません、言ってもしょうがないので、ぜひ、そこをはっきりさせてほしいと思います。そこが全部基準になって動きますので、私は言葉にすごくこだわります。ガイドラインに拘束力はありますが、こう書かれたら、なぜ拡大している状況ではないのかと言われたとき、答えがなくなってしまいます。学校の判断によって、学校での感染状況によって、などを書いていただければいいので、ぜひ、次には表現の検討をしてほしいと思います。

職場体験について、ほとんど実施していないというお答えでした。先月、東京都の中学校長会の研究発表大会に行きましたら、職場体験を令和元年度と同様に実施した、あるいはするという学校が半分ありました。半数だったのです。小平市はゼロです。令和元年度のレベルから言うと、小平市はゼロなのです。なぜかといえば、ガイドラインに残ってしまったからなのです。指示する教育委員会が出しているこういうガイドラインというのは非常に怖いと私は思うのです。学校から統一したものを出してほしいというのがありますが、私は逆だと思っています。基本的には学校が判断する。そのためのガイドラインであるべきなので、ぜひ、そういうことを意識しながら、学校への指導はお願いしたいと思います。これは要望です。

○古川教育長

では、続きまして、(8) 令和5年度教育課程編成についてから、(11) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、この中でご質問やご意見等、ございましたらお願いします。

○青木委員

報告事項の(8)と(9)について質問と要望があります。

(8) 資料No.6の令和5年度教育課程編成についてですが、例年に比べてとても詳細に書かれていると思いました。この中で大きく変わっていることや、コロナを経て変えていることがあると思うのですが、4番の引き渡し訓練について、9月1日から4月26日ということで、かなり日にちが変わっています。これは、早めに学校から保護者に伝達していただくほうがよろしいかと思います。学校の年間計画は、新年度が始まる寸前でないと、保護者には伝わらないと思いますが、この4月26日というのは、特に早い時期ですので、保護者が迎えに来られない状況になってしまっはけません。これに関しては、決まっているのであれば、なるべく早くに伝達していただきたいと思います。

また、土曜授業や学校公開日は、コロナ禍でほとんど学校に見に行けず、保護者からも、もっと自由に見に行きたいという要望があったかと思うのですが、随分見に行けるようになりました。しかし、開かれた学校づくりや地域連携の趣旨というところでは、地域の方は、まだ学校に入れない状況にあるかと思う。今後、コミュニティ・スクールなどを推進していくこともあり、やはり地域の方などへの公開も進めていただきたいと

思います。人数制限や、いろいろな規定をつけることも必要かとは思いますが、ぜひ地域への公開もしていただけるといいと思いました。

第二土曜日と書いてありますが、小学校も中学校も第二土曜日としてしまうと、子どもが複数いらっしゃる方は小学校、中学校のどちらを見に行こうか、となってしまいます。時間で区切られていたりするので、どちらかを選ばなくてはならない状況になります。黒い四角の2番目に、近隣の学校・園との調整が必要な場合とありますが、この辺りの調整をしっかりといただいて、保護者がどちらかを選ばなくてはならない状況があるということを知ったうえで、計画していただけるといいと思いました。

2 ページ目の水泳指導が夏休みにないということが、コロナ禍で普通になってきてしまっていますが、なぜないのか、なぜやってくれないのかと思う保護者の方もいると思います。コロナで水泳指導ができなかった間に、保護者の方から、やはり水泳指導は必要ではないかというご意見も聞いておりますので、水泳指導をいつやるのか、夏休みに実施しない理由などは、新年度が始まったときにしっかり説明していただけるといいと思いました。

次に、10番から13番についてです。具体的にいろいろ書いていただいて、本当に必要なことですし、特に12番の教科担任制などは効果的なことだと思います。学校訪問に伺うと、もう既に始められている学校もあります。5、6年に限る理由を教えてください。学校訪問の際にはほかの学年でも実施できていたと伺っています。また、クラス数が多く、なかなか難しいという学校もありますので、そういう学校が本当にできるのか少し心配があります。絶対に実施するとすると、かなり厳しい学校があるのではないかともしました。

次に、先ほどから三町委員がおっしゃっている職場体験ですが、中学生が、今、進路などを考えるときに本当に必要な体験だと思いますので、ぜひ実施できるよう進めていただきたいと思います。

次に、校内研修ですが、本当に細かく書いていただいて、学校でやはり必要なものだと思います。2番目に人権教育があります。原則として11月に1回、年1回ということですが、いじめにも関わると思います。子どもの権利や、子どもの人権についても、先生方にしっかり知っていただくよい機会だと思いますので、もう少し回数を増やしていただいてもいいのではないかと感じております。これについて、また検討していただければと思います。

次に、(9)の鈴木遺跡保存活用計画についてです。こちらは本当に詳しく書かれていて、読みごたえがある、鈴木遺跡のことがよく分かるすてきな資料だと思います。しかし、後ろのほうのアンケートの結果などを見ますと、これだけの史跡であるにもかかわらず、やはり認知度が低いというのをすごく感じます。

52ページに、以前から行っている説明会や講演会などがありますが、コロナがだんだん落ち着いてきて、指定された後の研修や講座は、人が増えてきていますので、まずはこういうものを増やしていただいて、周知していくことが必要だと思います。

アンケートでも、若い世代への周知が少し足りないという結果がでていましたので、やはりこれから育っていく小学生や中学生を中心に周知していく方法を考えていただけたら良いと

思いました。要望です。

○古川教育長

まず、令和5年度の教育課程の編成のことについて。

○岡崎教育指導担当部長

初めに、引き渡し訓練です。4月26日という日にちに決定したのが、9月1日があまりに暑く、校庭で待つ子どもも保護者も、熱中症の心配があり、また夏季休業期間が明けてすぐの9月1日に、感染状況が分からない中、実施できるかどうかの判断が非常に難しいということもありまして、4月に変更しました。

しかし、委員がおっしゃったとおり、今度は4月に入ってすぐというところでの周知が徹底できるかという課題があると認識しております。

この日付につきましては、校長会等で来年度もエントリーしながら決めたところですので、各校には本年度のうちに、来年度の予定について、個別に保護者に御理解いただけるように説明するよう伝えていきたいと思っております。

また、土曜授業について地域の方に公開するというところは、本当に学校としても、なるべく早くというふうに思っているところではありますが、どうしてもやはり教室の中というのは、子どもがいるだけで、先生が机の間を通ることもできないような状況のクラスもあります。まず、保護者の方たちの人数制限等々がいろいろ解消していく中で、積極的に考えていくべきというふうに考えております。

第2土曜日のことにつきましては、おっしゃられるとおりでと思います。近隣と重なるということがなるべくないように、また、重なるときには時間にゆとりを持って、中学校に行き、小学校に行き回って参観ができるように、配慮するようということで伝えたいと思っております。

次に、水泳の夏休み中の指導です。これにつきましては、今年度でも、学習指導要領に示されている授業時数を全ての学校で確保して、計画は立てております。

ただ、気候状況等々で実施できなかったという学校もあるように認識しております。

夏休みの実施につきましては、水質の管理等の課題もございまして、実施をしないということで判断しましたが、委員のおっしゃられたとおり、保護者の方への説明というところは、また別の問題だと思っておりますので、丁寧に説明をして、御理解いただけるようにしたいと考えます。

教科担任制は、5、6年生に限るということではありませんが、やはり都からも、まず5、6年生が、積極的に実施するようにと来ておりますので、5、6年生は全校で取り組んでください。その他、学校の特色等々で実施するのを妨げるということではございません。今年度同様に、積極的に進めてもらいたいという思いでおります。

○三町教育長職務代理者

先ほど職場体験についてお聞きしたのは、可能な限り3日程度という表現でしたが、基本的な

原則は、戻すのか、戻さないのか。つまり、可能だったら3日やってくださいというのは、相手の職場が見つからなかった、あるいは学校の教育課程でできなかったといった場合、それでいいのだという理解になります。何故このような可能という表現なのか疑問です。基本的には5日やるべきだと思っています。現実的には、そのうちの1日目は事実上、打合せ等で使う日、別な日にまとめを行うという形で、令和元年度までは5日という大きな捉えが構築されていた。それがなくなり、職場体験を可能な限り3日程度というのは、少し意図が分からない。この文書に基づいて基本的に実施するというところで、また解釈が変わるのではないかと思い、先ほど追加でお聞きしたのです。

○松田指導主事

職場体験につきましては、令和4年度まで中止というところで、令和5年度から3日程度とさせていただきます。

事務局といたしましては、まず他市の現状のことを踏まえまして、3日程度、または3日以上としている近隣市等が多いということ、また、学校とも調整をいたしまして、5日間の実施をするに当たって、受け入れ先の確保ができるかどうかという問題もございましたので、事務局より受入先の各事業所等にアンケート調査を配っております。

その結果、3日間程度の受入先の確保ができましたことから、来年度は、この3日間程度の実施というところで、お示しさせていただいたというところでございます。

○古川教育長

続いて、校内研修で、人権教育を増やせないかについて。

○松田指導主事

人権教育プログラムの研修につきましては、各学年1回以上というところでございますが、学校の必要に応じまして、人権教育プログラムも、毎年少しずつ変更点がございますので、そちらについて、1学期のうちに、各学校では15分から20分程度の短時間で確認を行っている学校がございます。

ただ、11月は人権月間でございますので、それを踏まえて、改めて、人権について考える月にしていただきたいことを各学校にお願いしているというところでございます。

○古川教育長

続いては、鈴木遺跡の認知度がまだ低いのではないかということについて。

○小川文化スポーツ課長補佐

鈴木遺跡の認知度の問題につきましては、非常に大きな課題と捉えておりまして、計画の中でも様々な方策で、これを周知していくということについて、書き込んでございます。

若い世代へということですが、現在、「鈴木遺跡たんけんマップ」というリーフレットが発行してございますが、これは小学生程度の来館者に向けて作られたものでございます。現在、小学校に協力いただいて全小学生に配付しております。これからは2年に一度ぐらいのタイミングで、新たに入学した児童にも配付していくことを計画してございます。そういう方向は、引き続きとっていきたいと考えているところでございます。

○古川教育長

青木委員、再質問はよろしいですか。

では、他の委員で。

○丸山委員

教育課程編成について、質問と要望です。

水泳指導については、水質管理等という問題ではなく、徹底的に水泳指導をしていただきたいと思います。要望です。

次に質問ですが、1番から順に書いてある中で、5番、運動会の実施日の設定（小学校）と、あえて運動会の実施日の設定、さらに（小学校）と書いてあります。なぜこれだけが取り出されてされているのか疑問だったので質問します。

次に、鈴木遺跡保存活用計画についてです。

本当にこれからが楽しみですが、遺跡としてこれは保存していく、さらに、それを活用していくだけではなく、やはり継続的な調査・研究というのも、すごく重要になってくると思います。第一に、継続的な調査・研究ができる専門職員が存在することと、周辺大学など、研究機関との連携というのは、重要であると思いますので、ぜひ、そういうところをしっかりとっていただきたいと思います。

活用の面においては、ぜひ周知のためにも、SNS等の情報発信等の他、例えば鈴木遺跡のグッズなど、PRするような何かを作るということも、一つの手ではないかと思います。もちろん、地域の商店や商業的なところとのコラボレーション等も重要であると思います。

質問ですが、現地説明会などとも書いてありますが、今後、新たな発掘等で、現地説明会をしていくことがあるのでしょうか。

やはり、鈴木遺跡は、発掘によって関東ローム層がそのまま見えるので、そういうものをじかに見せることはいいと思います。もちろん、公園になっての活用においては、あずまや等で、地層剥ぎ取り標本などの展示も見られるとのことですが、やはり生で現地説明会をすることによって、迫力も出てくると思いますので、そういうことが多くできればいいと思います。

もう1点、(11)の後援名義等の使用承認についてですが、54番、公民館研究大会において、会場が中央公民館、福社会館、西東京市と国分寺市の施設になっております。研究会や講演ですので、それぞれのところで講演をするのか、それとも同時にオンライン等で行うのか、気になったので質問します。

○古川教育長

水泳指導の要望というのは、夏休みに関してということですか。

○丸山委員

夏休みです。

○古川教育長

夏休み中の水泳指導を考えられないかということによろしいのでしょうか。

○丸山委員

はい。

○古川教育長

要望ですが、何かコメントできますか。

○岡崎教育指導担当部長

実際のところですが、暑さで熱中症の警戒アラートが出まして、予定していてもできなかったということがほとんどだったという現状を踏まえた上で、時数はもう足りているということと、水質管理の問題、また、やはりコロナ禍の中で、子どもたちの健康管理の徹底ということも、夏休み中で難しいということ踏まえて、このような判断をしたところでございます。

○古川教育長

では、運動会をあえて小学校と書いているのは。

○松田指導主事

小学校では以前、秋の実施を原則とすると明示しておりましたが、令和4年度から、実施の目的、発達の状況、また他の行事との兼ね合い等を含めまして、各学校の判断で設定できるようにしております。

中学校は全ての学校が、行事の関係で1学期にしておりますが、小学校に関しては、こちらで改めて確認をしているところでございます。

○古川教育長

続いて、鈴木遺跡の説明会等について。

○小川文化スポーツ課長補佐

現地説明会の御質問でございましたが、鈴木遺跡におきましては、国の史跡になった以上、新

たな発掘というのは、基本的にはできません。

それにも関わらず発掘調査のことを触れているのは、これ以上掘ると遺跡に影響があるという深さがどれくらいなのかを確認するための発掘調査ということになります。

ただ、例外として、先ほども田野倉課長から言及がありました旧ボイラー室の部分は、地下6メートルぐらいまで、遺跡が発掘される前に掘削が行われてしまった場所になります。現在は埋め戻されているのですが、その部分を再掘削いたしまして、その建物によって壊された部分の壁面を露出させることによって、地層を発掘したのと同じ効果が得られるわけです。危険ですから、生のままずっと露出させるわけにはいきませんので、その部分から剥ぎ取り標本を取って、それをほぼ同じ位置の地下の部分の壁面に、それを表示するという案を新たに文化庁のほうにお示したところ、非常に高く評価していただきまして、それを一つの考えとして書き込みました。

前の案で、「あずまや」としてあったものは、壁面をもった新規の建物は設置できませんので、あずまや風の施設を考えていましたが、地下に施設を検討するというので、地形の表現にも影響がなく、なおかつ新たに遺跡を壊すことなく、重要な住民の文化層の位置を実際の深さで体験していただくという便益施設兼展示室のようなものを検討しているということを書き込ませていただきました。

文化庁の近くにも、江戸城外堀の石垣が出土したものが、虎門の駅のエントランスに、保存展示されていますけれども、あのような現地展示の形で、鈴木遺跡の内容を説明できる、そういう便益施設にするというプランでございます。

ちなみに、その剥ぎ取りを行うとき、どうしても6メートルの直掘りができませんので、段掘りにせざるを得ないので、一部発掘調査が必要になります。それにつきましては、やむを得ないものとして文化庁も認めてくださっておりますので、その際に遺物等が出るかどうか分かりませんが、恐らく出ると思われまますので、出土状況や地層状況についても、見学会のような形で見ていただく機会を設けることを計画しているところでございます。

○季高中央公民館長

研究大会でございますけれども、こちらはオンラインと対面の併用、ハイブリッドで行います。今年小平市が幹事市となっております、本来であれば小平市で基調講演を行った後に、四つの分科会を市内の施設で実施する予定でございました。

コロナの影響がございましたので、一つの会場には、あまり多くの人が入れないということを考え、会場の問題と、また、基調講演で先生のお話もオンラインで出来るのであれば、小平に来ていただかなくても、分科会は、西東京市、国分寺市が幹事市になってございますので、地元の公民館で映像を配信してもいいのではないかとということで、このような取組をすることになりました。

したがって、それぞれ違う場所で、今回は開催するということになっております。西東京市、国分寺市の公民館でお集まりいただいて御覧いただくことができるということになっております。

○古川教育長

望月委員、何かございますか。

○望月委員

資料No.6のプールのことについて、もう一度確認させていただきたいのですが、この1、2年ほどですが、かなりプールの授業が減ったという感覚があります。実際のところ、学校ごとでいいと思いますが、水泳指導の実施の回数は、確認をされておりますでしょうか。まず1点、確認をさせてください。

気になっていることですが、最近、水泳指導が足りていないのか、泳げなくなっている子が増えてきている感が正直あります。

私の家もそうですが、小学校6年生と小学校1年生で、上の子はそれなりに泳げますが、下の子はあまり泳げません。そのため、夏休みに、自分たちでその分の補填をしています。

そういう話は他のところからも聞いています。確かに熱中症の件があるので、原則実施しないということもあり、それと併せて、水泳指導の実施期間に関しても、小平市では学校判断ととなっておりますので、恐らく水泳指導はそれなりに大変な部分もあると思うので、実質上これは減ると認識せざるを得ないのかと思っています。

1つは要望になりますが、せっかく教科担任制について書かれていますので、水泳指導に関しても、ぜひ、その活用なども検討していただきたいと思います。

泳げなくて事故に遭う子が増えてしまうのではないかと思うところもあります。ぜひとも、健康面でもですが、教範の意味でも御検討いただきたいと思います。また、できるような実施の仕方として、例えば、室内プール施設等の活用も検討していただかないと、熱中症に関しては、小平市でどうにもできないことだと思えます。何か対策をお考えいただけるようであれば、教えていただきたいと思います。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○古川教育長

その1点だけでよろしいですか。

○望月委員

はい。

○古川教育長

では、プールの授業実施回数も含めて。

○松田指導主事

プールの実施回数につきましては、確認しております。

水泳指導について、今、委員がおっしゃるように、泳ぐことができなくなっている児童がいるというご指摘で、明確な数値が出ていたわけではございませんが、やはり教員からも、落ちているのではないかとご意見いただいているところもございます。

学校といたしましては、小学校卒業時に、25メートル泳げるように指導は継続していきますが、小学校1年生では、例えば水遊び等を行いまして、水に慣れ親しんで、徐々に徐々に泳げるような系統性を持った指導を各学校で工夫して行っているところでございます。

実施回数というよりも、指導の質を上げ、子どもたちの泳力を確保していきたいというところで進めていきたいと考えております。

○古川教育長

その他、何か工夫等されていることはあるかについて。

○松田指導主事

小学校の場合ですと、学年で行いますので、教科担任制の導入がなかなか難しい状況でございます。

また、コロナ禍により、今は、学級ごとでの実施となっております、時間割等の問題も大きくございますので、困難な現状でございます。

ただ、安全に関しては、学校ごとに夏休み前に必ず指導するようにお願いしているところでございますし、着衣泳でしたり、そのようなコロナ禍でできなかった活動も、徐々にできるようにしていくところではございます。

○古川教育長

望月委員、よろしいですか。

○望月委員

はい。

○古川教育長

三町委員、何かございますか。

○三町教育長職務代理者

私も教育課程について、要望と改めて考えてほしいところがあります。

私が教育委員になってからずっと言い続けていますが、授業時間について、実質的な時間をしっかり確保してほしいです。

ある時期は、いわゆる国が定めている基準プラス15時間というのが、全学年そろったものが出ていました。これは絶対おかしい。各学校が年間を通して、どれぐらい授業を確保できるかと

いうことを計算したものが、授業時数の確保なわけですから、ある程度、学年でばらつきが出てきたことは大変いいと思っています。

ところが、近年、またそろっているところが出てきているのです。標準時数プラス15と市教委が言っているから15でいいだろう、あるいは20にしておこうといったことが数字で見えてしまうことが非常に嫌です。学校の姿勢です。ぜひ、ふだん学校としては、これだけ量的な学習保障をしているのだということをしかりと確認し、計算した上で、数字をきちんと示してほしいと思います。これはぜひ、今年度も徹底してほしいです。来年度出てきた数字が、またそろっているようなことがないようにしてほしいです。標準時数プラス15が何校もそろっているのは絶対にあり得ないと私は思っています。私は学校によって授業時数は変わっていいと考えており、ぜひ、それを強く申し上げておきます。

次に、運動会について、柔軟に、小学校で春にしてもよいとあります。私の記憶では、たしか小学校においては、特に低学年は春はまだ十分な教育活動ができていない中で、集団演技をさせることは教育的にいかがかという、教育的な意味合いもあり、ある程度、成果や効果がある秋ということだったと思っています。

今回、学校によって判断してくださいと書かれた。非常に柔軟で、それはそれでいいのですが、ここが柔軟であるのなら、他のところも柔軟でいいのではないかと思います。

例えば、土曜授業日をなぜ第二土曜日以外には、こういうふうにしなければならないのか。土曜授業というのは、学校を外に開くのと同時に、学習時間を確保するという面もあるわけです。学校として開きながら、振替をしないで授業をやるのは、別に第二土曜日でなくても、本当はいいかもしれません。20年ぐらい前に、学校5日制の経過の中で、都が出したものがずっと残っているだけだと思います。あるいは、また出ているのかもしれませんが、そういう経過はあっても、20年もたっているわけですから、現状に合わせて変えていくということも必要ではないかと思います。運動会の開催時期を柔軟にするのであれば、今後で結構ですが、そういうところももっと柔軟に変えてほしい。学校の裁量として、学校が必要な対応や授業をしかり確保するための時間を取っていくといったことをさせてほしいという要望です。

プールについては、夏休み中の水泳指導は、今後一切しないと宣言しているものと私は理解しました。熱中症警戒アラートの発表日数の増加等に鑑みてということは、来年もこの時期はきっと暑いですから、ずっと実施しないとやったのだと。原則としたのは、やる場合には、学校で判断しなさいということで、実質的に日本の夏休みにおける施設の有効活用や、子どもたちの泳力向上、体力維持から手を引いたと私は理解しています。非常に残念だとは思いますが、8番のほうを見ると、二学期にも、場合によってはやっています。ただし、水質維持・管理に係る教員の負担等を考慮するという言葉がついています。これはきっと、ろ過機の操作などのことだと思いますが、こういうことをあえて入れる意味は何か。7番で夏休み中に先生は関わらなくていい。あえて、嫌な言い方をすると、先生はそういうことに関わらない。8番でろ過機の操作は非常に負担が大きいのであまりしないほうがいいというような、教育活動を進める上で非常にマイナスの印象を受けるのですが、どういう考えなのかを教えてください。

次に、教科担任制については、先ほど幾つか要望がありました。基本的にこれは、やはり中学校での履行を考えた上で、5学年が適切だということだと思います。東京都が言っているわけではなく、小平市として流れを考えたときに5年生、6年生はできるだけ進めてほしいという説明をしていただきたいと思います。ぜひ、よろしくお願いします。

○古川教育長

全て御要望ですか。

○三町教育長職務代理者

基本的には要望ですが、水泳指導に関して、ここでわざわざ水質維持の記載があるのは何なのか。

○古川教育長

プールについてということです。

○松田指導主事

ただしのところでございますが、2学期の実施につきましては、学校からぜひ実施させてもらいたいという話はいただいているところでございます。

こちらの懸念といたしましては、特に中学校でございますが、プールの管理が体育を専門とする教員に全て頼った形になっており、お盆の時期、または夏休み期間も、毎日、朝もしくは夕方に、ろ過機を回すという現状がありました。その点については、各学校できちんと考慮していただきながら、組織的に水質維持、管理をお願いしますという意味を含めさせていただいております。

○古川教育長

よろしいですか。

○三町教育長職務代理者

はい。

○古川教育長

では、以上で、事務局報告事項を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席願います。

ここで休憩したいと思います。

4時25分まで休憩いたします。

午後 4 時 0 8 分 休憩